

里親支援センターについて

改正法の概要

- 児童相談所の業務負荷が著しく増大する中で、民間と協働し、支援の強化を図る必要がある。
- このため、家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、里親支援センターを児童福祉施設として位置づける。

<里親支援センターの設置>

- 里親支援事業（①里親制度等普及促進・リクルート業務、②里親等研修・トレーニング等業務、③里親等委託推進等業務、④里親等養育支援業務、⑤里親等委託児童自立支援業務）を行うほか、里親及び小規模住居型児童養育事業に従事する者、その養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行う。
- 里親支援の費用を里親委託の費用と同様に義務的経費とする。

1. 設置運営要綱について

【目的】

- 里親支援センターは、里親支援事業を行うほか、里親及び小規模住居型児童養育事業に従事する者（以下「里親等」という。）、その養育される児童（以下「里子等」という。）並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行い、家庭養育を推進するとともに、里子等が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的とする施設とする。

【設置及び運営の主体】

- 地方公共団体及び社会福祉法人等であって、都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市にあっては、その長とする。以下同じ。）が適当と認めた者

【設備】

- 事務室
- 相談室等の里親等及び里子等並びに里親になろうとする者が訪問できる設備
- その他事業を実施するために必要な設備

（※）児童福祉施設等に附置する場合は、入所者等の処遇及び当該施設の運営上支障が生じない場合には、附置される施設と設備の一部を共有することは差し支えない。

配置基準	配置職員	配置人数	備考
20 : 1 ・登録里親家庭が60世帯以下の里親支援センターは、最低、センター長、支援員、トレーナー、リクルーターの4人を配置すること。 ・登録里親家庭が61世帯から20世帯増える毎に、里親等支援員を1人ずつ加配できる。	里親支援センターの長	1人	専任
	里親リクルーター	1人	専任
	里親等支援員	1人	専任
	里親トレーナー	1人	専任

（※）登録里親世帯数については、当該センターが支援対象とする世帯数とする。

【事業内容】

◆ 以下に定める業務を全て実施すること。

① 里親制度等普及促進・リクルート業務

➤ 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進を行うとともに、里親等になることを希望する者の開拓を行う。

② 里親等研修・トレーニング業務

➤ 基礎研修、登録前研修及び更新研修や、未委託里親等に対する研修・トレーニングを実施する。

③ 里親等委託推進業務

➤ 委託候補里親等を選定するとともに、委託に向けて、里親等とこどもとの間の調整・支援を行う。

➤ 自立支援計画の作成・定期的な見直し又はその支援を行う。

➤ 関係機関と連携し、里親等への委託を円滑に進めるため、里親委託等推進委員会を開催・参画する。

④ 里親等養育支援業務

➤ 里親等及び里子等並びに里親になろうとする者に対し、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う。

➤ 里親等がレスパイト・ケアを必要とする場合に、里親等と施設との調整を行う。

➤ 里親等及び里親になろうとする者と乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童や、里親等及び里親になろうとする者による相互の交流の場を提供する。

➤ 里親等及び里子等並びに里親になろうとする者に対し、里親等又は里親経験等を有する者の中から、里親家庭への訪問による援助を実施する者を選定、里親等からの相談・援助の求めに応じて派遣し、家事や養育補助など生活援助や養育相談など相互援助活動を行う。

⑤ 里親等委託児童自立支援業務

➤ 里親等へ委託されている児童等又は里親等への委託を解除された児童等に対し、自立支援計画への助言及び進行管理や、委託解除前からの自立に向けた相談支援、委託解除後の継続的な状況把握及び相談援助等を行う。